



平成 18 年 9 月 21 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号
株式会社ビジネスバンクコンサルティング

(URL <http://www.bbank.co.jp>)

代表者名 代表取締役社長 大島 一成

(コード番号：3719)

問合せ先 取締役 管理本部長 宮武 晴明

電話番号：03-3343-6680

平成 18 年 12 月期 中間決算短信（連結）及び個別中間財務諸表の概要の記載内容の一部訂正について

平成 18 年 8 月 24 日に発表いたしました平成 18 年 12 月期「中間決算短信（連結）」及び「個別中間財務諸表の概要」に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には波線を付しております。

記

訂正箇所

1. 中間決算短信（連結）1 ページの「(2) 連結財政状態 自己資本比率及び 1 株当たり純資産」

(訂正前)

(2) 連結財政状態

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	総資産	純資産	自己資本比率	1 株当たり純資産	
	百万円	百万円	%	円	銭
18 年 6 月中間期	26,659	2,733	<u>10.2</u>	<u>1,126</u>	<u>78</u>
17 年 6 月中間期	5,616	948	16.9	412	68
17 年 12 月期	31,686	1,416	4.5	583	71

(注)期末発行済株式数（連結） 18 年 6 月中間期 2,426,000 株 17 年 6 月中間期 2,297,500 株 17 年 12 月期 2,426,000 株

(訂正後)

(2) 連結財政状態

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	総資産	純資産	自己資本比率	1 株当たり純資産	
	百万円	百万円	%	円	銭
18 年 6 月中間期	26,659	2,733	<u>5.4</u>	<u>594</u>	<u>26</u>
17 年 6 月中間期	5,616	948	16.9	412	68
17 年 12 月期	31,686	1,416	4.5	583	71

(注)期末発行済株式数（連結） 18 年 6 月中間期 2,426,000 株 17 年 6 月中間期 2,297,500 株 17 年 12 月期 2,426,000 株

2. 中間決算短信(連結)8ページの「(2)財政状態 キャッシュ・フロー指標のトレンド 自己資本比率」

(訂正前)

	平成 17 年 12 月期	平成 17 年 12 月期	平成 18 年 12 月期
	中間	通期	中間
自己資本比率(%)	16.9	4.5	<u>10.2</u>
時価ベースの自己資本比率(%)	66.7	37.1	25.2
債務償還年数(年)	-	797.6	-
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	-	0.1	-

(訂正後)

	平成 17 年 12 月期	平成 17 年 12 月期	平成 18 年 12 月期
	中間	通期	中間
自己資本比率(%)	16.9	4.5	<u>5.4</u>
時価ベースの自己資本比率(%)	66.7	37.1	25.2
債務償還年数(年)	-	797.6	-
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	-	0.1	-

3. 中間決算短信（連結）24 ページの「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」

（訂正前）

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 （自 平成 17 年 1 月 1 日 至 平成 17 年 6 月 30 日）	当中間連結会計期間 （自 平成 18 年 1 月 1 日 至 平成 18 年 6 月 30 日）	前連結会計年度 （自 平成 17 年 1 月 1 日 至 平成 17 年 12 月 31 日）
	（固定資産の減損に係る会計基準）	
	<p>（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等）</p> <p>（自己株式及び準備金の額の減少に関する会計基準等の一部改正）</p> <p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第 5 号 平成 17 年 12 月 9 日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 8 号 平成 17 年 12 月 9 日）並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第 1 号 平成 17 年 12 月 27 日）及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 2 号 平成 17 年 12 月 27 日）を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は 1,266,194 千円であります。</p> <p>中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	
	<p>（株主資本等変動計算書に関する会計基準）</p> <p>当中間連結会計期間より、「株主資本等変動計算書に関する会計基準」（企業会計基準第 6 号 平成 17 年 12 月 27 日）及び「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 9 号 平成 17 年 12 月 27 日）を適用しております。</p>	
	（ストック・オプション等に関する会計基準等）	

(訂正後)

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成 17 年 1 月 1 日 至 平成 17 年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 18 年 1 月 1 日 至 平成 18 年 6 月 30 日)	前連結会計年度 (自 平成 17 年 1 月 1 日 至 平成 17 年 12 月 31 日)
	(固定資産の減損に係る会計基準)	
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号 平成 17 年 12 月 9 日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号 平成 17 年 12 月 9 日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は <u>1,441,675</u> 千円であります。</p> <p>なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	
	<p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第 4 号 平成 17 年 11 月 29 日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	
	(ストック・オプション等に関する会計基準等)	

4. 中間決算短信(連結)31 ページの「1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 自己株式 合計」

(訂正前)

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成 18 年 1 月 1 日 至 平成 18 年 6 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,426	-	-	2,426
合計	2,426	-	-	2,426
自己株式				
普通株式	40	-	-	40
合計	2,466	-	-	2,466

(訂正後)

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成 18 年 1 月 1 日 至 平成 18 年 6 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,426	-	-	2,426
合計	2,426	-	-	2,426
自己株式				
普通株式	40	-	-	40
合計	40	-	-	40

5. 中間決算短信（連結）38 ページの「1株当たり情報 1株当たり純資産額」
 （訂正前）

（1株当たり情報）

前中間連結会計期間 （自 平成 17 年 1 月 1 日 至 平成 17 年 6 月 30 日）	当中間連結会計期間 （自 平成 18 年 1 月 1 日 至 平成 18 年 6 月 30 日）	前連結会計年度 （自 平成 17 年 1 月 1 日 至 平成 17 年 12 月 31 日）
1株当たり純資産額 412 円 68 銭 1株当たり中間純損失金額 56 円 68 銭	1株当たり純資産額 <u>1,126 円 78 銭</u> 1株当たり中間純利益金額 38 円 89 銭	1株当たり純資産額 583 円 71 銭 1株当たり当期純利益金額 5 円 91 銭
なお、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が希薄化効果を有しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（訂正後）

（1株当たり情報）

前中間連結会計期間 （自 平成 17 年 1 月 1 日 至 平成 17 年 6 月 30 日）	当中間連結会計期間 （自 平成 18 年 1 月 1 日 至 平成 18 年 6 月 30 日）	前連結会計年度 （自 平成 17 年 1 月 1 日 至 平成 17 年 12 月 31 日）
1株当たり純資産額 412 円 68 銭 1株当たり中間純損失金額 56 円 68 銭	1株当たり純資産額 <u>594 円 26 銭</u> 1株当たり中間純利益金額 38 円 89 銭	1株当たり純資産額 583 円 71 銭 1株当たり当期純利益金額 5 円 91 銭
なお、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が希薄化効果を有しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6. 中間決算短信(連結)40ページの「重要な後発事象 当中間連結会計期間 1. 株式分割 1株当たり情報 1株当たり純資産額」

(訂正前)

前中間連結会計期間		当中間連結会計期間		前連結会計年度	
1株当たり純資産額	206円34銭	1株当たり純資産額	563円39銭	1株当たり純資産額	291円85銭
1株当たり中間純損失金額	28円34銭	1株当たり中間純利益金額	19円45銭	1株当たり当期純利益金額	2円95銭
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	-円	潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	-円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	-円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が希薄化効果を有しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(訂正後)

前中間連結会計期間		当中間連結会計期間		前連結会計年度	
1株当たり純資産額	206円34銭	1株当たり純資産額	297円13銭	1株当たり純資産額	291円85銭
1株当たり中間純損失金額	28円34銭	1株当たり中間純利益金額	19円45銭	1株当たり当期純利益金額	2円95銭
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	-円	潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	-円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	-円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が希薄化効果を有しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

7. 個別中間財務諸表の概要 9 ページの「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」

(訂正前)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成 17 年 1 月 1 日 至 平成 17 年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成 18 年 1 月 1 日 至 平成 18 年 6 月 30 日)	前事業年度 (自 平成 17 年 1 月 1 日 至 平成 17 年 12 月 31 日)
	(固定資産の減損に係る会計基準)	
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p><u>(自己株式及び準備金の額の減少に関する会計基準等の一部改正)</u></p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号 平成 17 年 12 月 9 日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号 平成 17 年 12 月 9 日)並びに改正後の<u>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第 1 号 平成 17 年 12 月 27 日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 2 号 平成 17 年 12 月 27 日)</u>を適用しております。</p> <p><u>これによる損益に与える影響はありません。</u></p> <p><u>なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は 1,266,194 千円であります。</u></p> <p><u>中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</u></p>	
	<p><u>(株主資本等変動計算書に関する会計基準)</u></p> <p>当中間会計期間より、「株主資本等変動計算書に関する会計基準」(企業会計基準第 6 号 平成 17 年 12 月 27 日)及び「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 9 号 平成 17 年 12 月 27 日)を適用しております。</p>	
	(ストック・オプション等に関する会計基準等)	

(訂正後)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成 17 年 1 月 1 日 至 平成 17 年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成 18 年 1 月 1 日 至 平成 18 年 6 月 30 日)	前事業年度 (自 平成 17 年 1 月 1 日 至 平成 17 年 12 月 31 日)
	(固定資産の減損に係る会計基準)	
	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号 平成 17 年 12 月 9 日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号 平成 17 年 12 月 9 日)を適用しております。 従来 の 資本の部の合計に相当する金額は 1,266,194 千円であります。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。	
	(役員賞与に関する会計基準) 当中間会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第 4 号 平成 17 年 11 月 29 日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。	
	(ストック・オプション等に関する会計基準等)	

以 上